

# 保険・年金 フォーカス

## 米国の保険募集制度改革動向

保険募集人免許統一化(本拠州免許一本で全米展開可能)の動き  
を中心として

保険研究部門 主任研究員 小松原 章  
(03)3512-1823 komatsu@nli-research.co.jp

### 1——保険募集人免許統一化を巡る背景

一般的に金融・保険業は顧客保護の観点から各所管監督当局によって規制されているため、規制の基本的な枠組みは業界の公正な競争上重要な意味を持っている。

ちなみに、米国では通常、銀行、証券は連邦規制一本で全米営業展開できるのに対して、保険は歴史的に州が規制を行っていることから、現在においても保険会社は全米展開するに当たっては各州の規制(事業免許、商品認可等)を受けることになっている。

かつてのように各業態間の競争が激化していなかった時代には、このような規制の枠組みのもとでも保険業界では大きな問題意識を持たず、むしろ連邦政府の介入を牽制するため、州の規制方式を支持していた。

ところが、1990年代の金融のグローバル化や情報技術の急速な進展に伴い、各金融業態間の競争が激化した結果、保険業界は新規商品の開発・販売をするに際して各州の規制を受けるのは時間とコンプライアンス・コストがかかり、銀行等との競争において著しく不利であると認識するようになった。

このような競争環境の変化は保険を監督する州(規制内容が州ごとにばらつきがある)に対して、規制の現代化・統一化の促進を迫ることとなり、これに対応するため州規制の統一化は適宜行われてきた。

こうした州規制の統一化を促進する制度変更が1999年に成立した金融制度改革法(GLB法)でより顕著となり、連邦規制導入論議を含む保険規制改革論議が活発化することとなった。

すなわち、GLB法では、親会社としての金融持ち株会社を通じて、銀行、証券、保険の相互乗り入れが可能になったことから、州単位の規制を受ける保険会社は競争条件が不利になると考えられ、各州の規制統一化による効率性の向上が業界等から強く求められるようになった。

とりわけ、保険業界は各種規制緩和要望事項のうち競争上、各州単位の商品認可や商品販売を担う保険募集人免許制度の効率化が急務であると認識していた。

一方、GLB法においても州の規制統一化(バラバラの内容を同一にする)を促す条項が盛り込まれ、たとえば、保険募集人については、保険募集人が活動を行う各州で免許を取得することなく、一定の

資格を満たせば全米展開することができる仕組み、すなわち、全米展開できる保険募集人の認定団体（National Association of Registered Agents and Brokers、NARAB）を設立する旨の規定が導入されることとなった。

しかしながら同法では、一方でこのような団体の設立を避けるための措置として、大多数の州（少なくとも29州）が同法施行以後3年以内（2002年11月まで）に各州の保険募集人免許に関する法令を統一化（内容をそろえる）あるいは相互承認（レシプロシティ）した場合には、当該団体の設立が見送られる規定が盛り込まれた。

そこで、州の保険監督官の団体であるNAIC（全米保険監督官協会）は、保険募集人免許に関するモデル法をGLB法の要請に見合うように修正するとともに、多数の州がモデル法に準拠すべく州の保険法を改正したため、所定の統一化・相互承認要請を満たしたものと判断された結果、当該団体の設立は一旦見送られた。

## 2——保険募集人免許統一化を目指す法案の動向

しかしながら、このような対応にもかかわらず、実際には種々の項目で不統一感（保険募集人の継続教育要件等）が見られ重複規制によるコスト負担が増加する一方、保険募集人の多州間での営業活動の必要性が一段と高まってきたことから、改めて保険募集人免許の統一化（すなわち、本拠州免許一本で全米での販売活動ができる方式）ニーズが業界筋から顕在化した。

こうした背景を受けて、2000年代後半からGLB法で規定されたものと同様の免許統一化の認定団体（NARAB IIと称される）の設立を促す法案が連邦議会に提出されるようになった。

具体的な法案提出の動きはまず2008年に下院から出てきたが、金融危機等の影響もあり成立には至らなかった。

その後も下院中心に同様の法案が提出される中で上院では下院案が受け入れられず成立しないという状態が継続したものの、2012年に入ると上院でも同様の法案が提出され両院での審議環境が整備されてきた。

さらに、大統領選挙が終わった本年2013年の議会においても両院での法案が再提出されることとなり、上院で公聴会が開催されるなど保険募集人免許統一化を巡る議論は一段と活発になってきた。

そこで、今回の免許統一化に関する法案概要を上院案（S. 534）で見ると概ね以下おおよび表のようになる。

端的に言うと、非営利法人としての「全米登録エージェント・ブローカー協会」（National Association of Registered Agents and Brokers、以下「全米協会」とする）を設立したうえで、本拠州（たとえば、ニューヨーク州）において保険募集人免許を受け、かつ全米協会の会員になった者（表参照）は、他のすべての州（カリフォルニア州等）で新たな州免許を受けることなく保険の募集活動を行うことができるとするものである。

全米協会の資格審査を受けるものの、実質的に本拠州の保険募集人免許一本で全米での保険募集活動を行うことができ、効率的な営業活動を実現することが期待されている。

(表) 保険募集人免許統一化に関する法案 (S. 534) 概要

主な項目	具体的な内容
(1) 免許統一化推進団体の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許の統一化を担う団体：全米登録エージェント・ブローカー協会（全米協会）。連邦機関ではない。</li> <li>・全米協会は、保険募集人の全米展開（他州免許なしで）を可能にするために必要な業務を行う（全米活動にふさわしい資格要件の設置、審査等）</li> </ul>
(2) 団体の会員になるための要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも NAIC の保険募集人免許モデル法に定める規定を満たした保険募集人であること</li> <li>・司法長官が定めた所定の刑事履歴チェックを受けること</li> <li>・保険募集人免許の停止・取消等の処分を受けたことがない者等</li> </ul>
(3) 会員になることによる利点・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本拠州の保険募集人免許で指定された保険事業種類（たとえば、「生命保険」）に関する保険募集活動を全米で行うことができる。</li> </ul>
(4) 州の保険募集行動規制権限の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各州は、保険募集活動（虚偽的・誤導的行為の禁止等）に関する規制を引き続き行使するものとする。</li> </ul>

### 3——法案提出に対する業界の反応

現在、複数州で保険募集活動を行うに際して、各州単位で保険募集人免許を受けなければならない保険募集人達にとっては、事実上本拠州の免許一本で全米展開できる制度変更は販売効率の向上から見て望ましい事態である。

したがって、今回の連邦議会の動きについては、各保険募集人団体は好意的な姿勢を見せている。

たとえば、多数の会員を抱える生保系の保険募集人団体である NAIFA（全米保険金融アドバイザー協会）は、両院での法案提出（2013年3月）を受け、これらの法案は、他州で保険募集を行う者に対して各州の重複的かつ過大な負担を与える免許要件を排除する常識的な手段を提供するものであり、これを奨励・支持するとの見解を表明した。

NAIFA によれば、現在のように人口移動の激しい社会において、州間移動する顧客に対して継続的に保険サービスを提供していくために新たな免許を取得するという規制上の制約は、顧客に対する信認を維持するのが困難であるとしている。

すなわち、2012年の調査で NAIFA 会員の約8割は、免許を得ていない州へ顧客が移動したことによって顧客を失ったとしており、また、12%の会員は、非免許州への顧客移動によって50名以上の顧客を失ったとの回答が得られたとしている。

また、変額年金等の保険募集人にかかわる業界団体の IRI (Insured Retirement Institute) も退職所得商品の販売を促進する観点から、販売を行う各州での免許取得を要求する現行の規制は障害になっているとして、これらの制約を解除する目的を持つ今回の規制緩和法案を支持している。

すなわち、IRI によれば、80%以上のフィナンシャル・アドバイザー（変額年金等の保険募集人）が複数州での免許を取得しているものの、これらが彼らにとって過大な負担になっていることから、これらの負担が除去されれば年金商品の拡販につながるものと期待している。

保険募集環境の変化に加え、今回のように上下両院での同一法案が出揃ったことにより保険募集人免許統一化の論議の場面は、新たな段階に入ったものと見ることができる。

保険業界が競争力維持の観点から規制の統一化を推進すべきであるとする商品認可、保険募集人免許分野において、商品についてはすでに 2006 年から同一の商品基準を採択する州際協定 (Interstate Compact) がスタートし、加盟州 (2013 年 3 月時点で 41 州加盟) の間では共通の商品基準によって商品認可が行われるなど一定程度の統一化が進行しているのに対して、保険募集人免許の分野では統一化が相対的に遅れていた。

このような中で、保険募集人免許の分野でも州間の統一化機運が一段と高まってきたことは新たな動きであるが、これはあくまでも州規制の維持という枠組みの中での統一化の流れであって、州の対場を擁護する NAIC の支持も得られていることから、業界関係者が指摘するように常識的な対応策であり、現実感がうかがわれる。

今回の動きは、保険業界の競争力の向上、顧客の利便性の向上という観点からその効果が期待される大きな制度変更であると見られることから、法案の審議動向、関係団体の対応を含めその帰趨を注意深くフォローして行きたい。

以上